

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例（案）」に関する全協としての意見

2017年8月30日よりの都民ファーストの会ならびに都議会公明党のHPにて「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」に関する意見公募に対する、全国たばこ販売協同組合連合会（以下、当連合会）としての考え方は以下の通り。

私どもは、子どもを受動喫煙から守ることについては賛成であり、反対するものではありませんが、条例で目的を達成するためには、家庭内外、自動車、公園、学校等周辺、小児科医療施設周辺等の区分により規制をかけるのではなく、子供が近くにいる状況においては、受動喫煙防止のため、たばこを吸わないようにするという当たり前のマナーを推進すべきと考えます。

更に、この度の条例（案）につきましては、子供を守るという観点から外れた内容も盛り込まれていると認識しており、当連合会としては、以下の点を特に重要な問題点と考えます。

第2条（定義）について

加熱式たばこが規制対象となっておりますが、厚生労働省においても、周囲への健康影響等において「今後さらなる研究が必要」としており、規制の対象とする根拠が無いため、加熱式たばこは条例（案）から除外すべきであると考えます。

第6条・第8条（家庭・自動車内における受動喫煙防止・喫煙制限）について

家庭内や自動車内においては、プライベート空間であり、また、「法は家庭に入らず」という法の諺もあります。児童虐待等、直ちに生命の危険を及ぼす行為と同様に、行政がプライベート空間での行為に法令で制限を課すという事は、喫煙行為そのものが、児童虐待と同レベルで生命の危険を可及的に及ぼす被害を要するものと位置づけられていると捉えられます。今後、社会はますます「たばこ」を“悪”と認識するようになり、喫煙者数が大きく減少して販売数量の減少が進むことは明らかであり、私どもたばこ販売業界に多大な影響が生じる懸念があります。よって、プライベート空間での行為について、法令で制限を課すことは、直ちに生命の危険を及ぼす行為のみに限定すべきと考えます。

第7条（家庭等の外における受動喫煙防止）について

私ども組合員は、全国で約5万7千店、東京都内で約3千5百店が、法に基づくたばこ小売販売の許可を得てたばこ販売業を営んでおります。同時に、大半の組合員はお菓子、ジュース等の日常品も販売しており、未成年者が入店する機会も多くあります。たばこ販売店といっても経営形態は様々であり、それを一括りにして未成年者の入店をやめるような条例は、たばこ販売店の経営を脅かすことになり、たばこ販売店を含む具体的施設名の記載は削除すべきであると考えます。

第9条（公園等における受動喫煙防止）について

歩きたばこやポイ捨ての防止等、喫煙マナー向上のため、公園内における喫煙場所の整備を積極的に推進している自治体が多数存在しております。条例（案）では、公園も規制の対象とされており、各自治体の取組みを否定するような施策（喫煙所・灰皿の撤去等）を推し進めるべきではないと考えます。

第11条（小児科医療施設周辺の受動喫煙防止）

屋外における受動喫煙の健康影響については科学的に十分な説得力が無いにも関わらず、「7m以内の路上」を規制対象としております。根拠なき基準を条例に記載することは問題であり、当該の記載については、削除すべきと考えます。

なお、仮に当条例が成立された場合、たばこ販売を生業にする方たちへの影響について当会組合員から多くの心配する声が寄せられておりますので、零細小売店「町のたばこ屋さん」の切実な声として、以下に紹介いたします。

当組合員から寄せられた本条例案に対する声

■ 東京都子どもを受動喫煙から守る条例（案）について

- ✓ 私は「子どもを受動喫煙から守る」ことについては、賛同しています。一方で、本条例（案）が啓発条例である以上、家庭、自動車、公園等、施設の区分に分けて、規制をかけることは意味がないように感じます。「子供が近くにいる状況においては、受動喫煙防止に努めなければならない」と言うように、ひとまとめに規定すべきと考えます。
- ✓ たばこ販売店を営んでいます。家庭内や車内等はプライベートの空間です。そこを「法律」で喫煙を制限することは、明らかにおかしいと思います。また、本条例は受動喫煙が児童虐待と同じ扱いに捉えられるものです。お客様がますますたばこを吸いづらくなり、私達の売上も下がっていくことは確実です。行政がプライベートに踏み込んだり、生業の様まで規制しないでください。これ以上私達零細たばこ店をいじめないでください。
- ✓ 子どもを受動喫煙から守ることについては理解できますが、プライベート空間までを条例に盛り込むことはおかしい。やりすぎではないのか？
- ✓ 未成年者の健康に影響が懸念される他の行為も存在する中、何故たばこだけを悪者にして条例をつくるのか？不公平である。
- ✓ 私的空間への法規制はおかしい。東京は「管理社会」「通報社会」となり、

都民が住みづらい世の中になるのは間違いない。

- ✓ 科学的に健康影響が証明されていない、加熱式たばこに規制をかけようとしたり、屋外での喫煙を制限かけたり、子供を守るという趣旨の基、たばこ店を世の中から排除しようとしているのか？
- ✓ このような条例を制定されて、どれほどの効果が得られると考えているのですか？得られる効果が正直分かりません。このような条例をつくる時間があれば、もっと大事な議論を都議会で実施して欲しい
- ✓ 東京都は、たばこ税を 1000 億円以上も喫煙者に納税してもらっているのであれば、その税金で子供に影響を及ぼさない、ちゃんとした喫煙室を沢山作る等、屋内・屋外で吸える環境を整備すべきでは？

■ 第2条（定義）について

- ✓ 私はたばこ販売業を営んでおります。最近、加熱式たばこを取扱うようになって、年々厳しくなってきた売上に少し回復の兆しが見えてきたところです。本条例（案）は、加熱式たばこについても、規制対象となっています。使用による健康への影響に関する科学的事実がない中で、規制対象とする道理はありません。加熱式たばこは本条例から除外してください。
- ✓ 受動喫煙として、「残留するたばこの臭気その他の排出物を含む」とありますが、世の中には色々と臭いを発生させる物があります。かような中、たばこの臭気を一体どうやって特定するのでしょうか？そもそも残留するたばこの臭いでどの程度の健康影響があるんですか？キツイ香水の匂いやアルコール臭と比べてどれほど、たばこの残った臭いが健康によくないのですか？こういった定義をするなら、根拠を示して欲しい

■ 第7条（家庭等の外における受動喫煙防止）について

- ✓ たばこ屋をしています。私はたばこ販売と同時に、ジュース等の日常品も販売しており、学校帰りの子どもたちがお菓子を買いにきてくれたりしています。たばこ販売店を一括りにして、未成年者の入店をやめるような条例は、たばこ販売店を狙い撃ちにした条例であり、あまりにひどいと思います。今までの商売を全否定された気持ちです。本記載は条例から除外してください。
- ✓ たばこ屋を営んでいます。私には子どもがいますが、家に立ち入らせないようにしなければならないのですか。こんな馬鹿な条例やめてください。
- ✓ 代々たばこ店を営んでおります。私には孫がいますが、孫が遊びに来てくれることが生きがいです。この条例にはたばこの販売店に子どもを立ち入らせてはならないと書いていますが、これから孫が来なくなってしまうの

ではないかと心配です。

- ✓ 祖母の代からタバコ屋をしております。あまりにタバコを悪者にされ、実家がタバコ屋というだけで子供や孫が生活しづらくなっております。ここまで行き過ぎた条例はやめてください。反対です！
- ✓ 受動喫煙の対策が行われていない施設へ、子供を立ち入らせなければ良いにも関わらず、タバコ店を始めとした具体的施設名を掲示することは、その業界を不当におとしめており、極めて遺憾

■ 第8条（自動車内における喫煙制限）について

- ✓ 喫煙を我慢して長時間運転するのは、イライラしてかえって危険だと思います。こどもの受動喫煙に気を付けなければならないのは分かりますが、家庭内の事まで行政が口出しすることはやめていただきたい。
- ✓ 走行中において、エアコンをつけて、窓を開けていれば、車内の空気は外気と変わらないのでは？制限する場合を、「停車中、かつ、密閉された環境下で」等と限られた範囲に絞るべき
- ✓ 他府県から流入する人口の多い東京都で、車で東京に来る人も多いと思います。そのような人に対して、本条例をどうやって周知していくのですか？
- ✓ 「喫煙をしてはならない」としているが、一体どうやって取り締まるんですか？それによって、どれだけの税金を使う予定なのですか？

■ 第9条（公園等における受動喫煙防止）について

- ✓ 東京都の多くの自治体では、屋外喫煙規制が施行されています。そのような自治体においては、マナー向上のために喫煙場所の設置が不可欠との見解から、主に公園内において喫煙場所を積極的に整備している自治体も多数存在しています。しかしながら、今回の条例（案）では公園も規制の対象とされており、各自治体の取組みを否定するような施策（公園内全面禁煙・灰皿の撤去等）を推し進めない様、強く要望したい。
- ✓ 子どもがいる喫煙者は家でも、近所の公園でも路上でも吸えなくなります。一体どこで吸えばいいのでしょうか？条例を検討する前に吸える環境を整える方が優先です。

■ 第11条（小児科医療施設周辺の受動喫煙防止）

- ✓ 「7m 以内の路上」を規制対象としているのは何か根拠はあるのでしょうか。屋外の受動喫煙の健康影響について、はっきりとした科学的根拠がないにも拘らず、このような基準を条例に記載することは問題です。当該の

記載については削除すべきです。

等々

以上